

小美玉市条例第25号

小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月23日

小美玉市長

島田幸三

小美玉市条例第 25 号

小美玉市印鑑条例の一部を改正する条例

小美玉市印鑑条例（平成18年小美玉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書（これらのうち、）」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小美玉市印鑑条例(平成18年小美玉市条例第14号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書(これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項及び第59条の3第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら本市の電子計算機と電気通信回線で接続された多機能端末機において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する<u>個人番号カード(</u> <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)</u>第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が有効である場合に限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項及び第59条の3第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>